

公共料金の割引・免除

1 交通料金の割引

(1) JR旅客運賃の割引 障害の状況に応じて次のとおりJRの旅客運賃が割引されます。

種別	要件	割引率
第1種	【普通乗車券】 ・本人のみの利用時、片道100kmを超える場合に割引 ・介護者が同伴する場合、距離関係なく本人と介護者（一人）に割引 【定期乗車券・回数券・急行券】 ※急行券は特急券とは異なります。 ・介護者が同伴する場合のみ、距離関係なく本人と介護者（一人）に割引	50%
第2種	【普通乗車券】 ・本人のみ片道100kmを超える場合に割引 【定期乗車券】 ・本人が12歳未満かつ介護者が同伴する場合のみ、距離関係なく本人と介護者（一人）に割引（小児定期乗車券を除く）	

*利用の方法 各駅の乗車券販売窓口で手帳を提示して購入してください。

*その他 JR以外の公営及び民営の鉄道でもほぼJRに準じて割引を行っているので、窓口でお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ JR・私鉄の各駅

(2) バス運賃の割引 障害の状況に応じてバスの運賃が次のとおり割引されます。

種別	要件	割引率
第1種	【普通乗車券】 本人と介護者に対する割引	50%
	【定期乗車券】 本人と介護者に対する割引	30%
第2種	【普通乗車券】 本人に対してのみ割引	50%
	【定期乗車券】 本人に対してのみ割引	30%

*精神保健福祉手帳所持者は静岡県内のバスの運賃が半額となります。

*利用の方法 運賃を支払う時に手帳を提示してください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ バス事業所の営業所

(3) 航空運賃の割引

割引率は、普通大人片道運賃の25%割引です。（国内線全区間）

また、介護者（一人）も同様の割引が受けられます。

（航空会社により扱いは異なります）

*購入方法 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を航空券販売窓口
に提示して購入。

*割引が受けられるかの確認は、利用する航空会社にお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 日本国内各航空会社

(4) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人は、タクシー料金の10%が割引
されます。ただし、送迎回送料金、有料道路通行料、駐車料金は対象となりません。

*利用の方法 タクシー利用時、運転手に手帳を提示してください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

(5) タクシー料金の助成 重度の心身障害者のタクシー料金を助成します。

*助成内容 普通車タクシー基本料金相当額の助成券を、年間20枚交付します。

1回の乗車に4枚まで使用できます。

※年度途中で資格を取得した場合、4月中の交付は20枚とし、それ以
降の交付枚数は経過した月数を差し引いた枚数となります。

*利用できる方 市内に居住し次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ② 療育手帳Aの交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
(社会福祉施設に入所している方は除きます)

*利用の方法 ① 社会福祉課窓口で伊東市タクシー助成券の交付を受ける。（4月中
は各出張所・連絡所でも受け取れます）

- ② タクシーを利用した際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、1
0%の割引をうけ、タクシー助成券を併用する場合は、割引後の金額
に対して、助成券を切り取って渡す。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

2 有料道路通行料の割引

障害者手帳の交付を受けている人は、次のとおり有料道路の通行料が割引されます。

- *利用の方法 ① 障害者手帳に割引対象者の証明を受ける。
② 料金所で障害者手帳証明欄を提示し、割引を受ける。

利用区分	身体障害者自ら運転する場合	重度身体障害者又は重度知的障害者を乗車させている場合
対象障害者の要件	身体障害者手帳所持者	旅客運賃減額欄第1種手帳所持者 療育手帳A所持者
自動車の範囲	障害者本人又は親族の所有車	障害者本人又は親族の所有車 障害者本人又は親族が車を所有しない場合で、本人を日常的に介護する者が所有する車
	営業用自動車、レンタカー、軽トラック、車検・修理時の代車は対象外 身体障害者手帳・療育手帳に車両番号が記載された車1台	
割引の内容	通常の通行料金の半額	
適用申請窓口・方法	居住地の福祉事務所に有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書を提出する。(身体障害者手帳・療育手帳・自動車車検証・運転免許証・障害者本人名義のETCカード・ETC車載器セットアップ申込書、証明書等)	
利用方法	料金所で必要事項(割引措置対象である旨・自動車登録番号(又は車両番号)・割引有効期限)の記載された身体障害者手帳、療育手帳を提示 ETC割引措置者は、ETC利用登録のある同カード、車載器搭載車両で料金所を通過	
有効期限	2年間(申請により更新可能) 申請に基づく身体障害者手帳、療育手帳への記載(登録)時から2回目の誕生日まで(更新手続は有効期限の2か月前から可能)	

・障害者割引と時間帯割引は重複して適用されません。それぞれの割引後料金を比較し、安い方が適用されます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

3 盲人用郵便物の無料制度

視覚に障害がある方の点字だけを内容とする開封された郵便物や点字図書館等の指定されたところへ送付する点字紙・録音テープ等を内容とする3kgまでの郵便物の送料が免除されます。

また、点字郵便物として郵送できない3kgまでの冊子小包郵便物や3kgを超える一般小包郵便の料金は半額になります。

【相談窓口】◆ 郵便局

4 青い鳥郵便葉書の無料配布

重度身体障害者の方及び重度知的障害者の方で希望される方に、通常郵便葉書（くぼみ入り・無地又はインクジェット紙）を無料で差し上げます。

対象となる方	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（又は1度、2度）
受付期間	毎年4月から5月まで（年度によって多少異なります。）
配布枚数	一人につき20枚
申込方法	郵便局に身体障害者手帳、療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して窓口に提出してください。（代理の方でも申し込めます） 詳しくは、お近くの郵便局にお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 郵便局

5 ヘルプマーク・ヘルプカード

外見では障害があると分からなくても援助や配慮が必要な方を対象にヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。

希望される方は社会福祉課窓口でお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

6 NHK放送受信料の減免

手帳の種類	全額免除（障害者の方を世帯構成員に有する場合）
身体障害者	・市民税非課税世帯
知的障害者	
精神障害者	

手帳の種類	半額免除（ <u>障害者の方が世帯主の場合</u> ）
身体障害者	・視覚障害者 ・聴覚障害者 ・障害等級が1級・2級
知的障害者	・障害の程度がA
精神障害者	・障害等級が1級

*利用の方法 放送受信料免除（全額・半額）申請書に福祉事務所長の免除事由証明を受けて提出します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ NHK静岡放送局営業部

☎422-8787 静岡市駿河区八幡1丁目6番1

（☎054-654-5200）

7 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が対象です。

割引が受けられるかの確認は、各取扱い店にお問い合わせください。

【相談窓口】◆ 携帯電話各取扱い店

7 福 社 電 話

身体障害者等が次の表の福祉用電話を利用する場合、利用料金が割引となります。

福祉用電話器の名称	機 能 概 要	料金（月額）		福祉用料金 対 象 者
		福祉用	一般用	
シルバーホン (あんしんSVI)	ひとり暮らしのお年寄りの方などが、いざという時にボタン1つで身寄りの方やヘルパーに急をつけることができる装置です。お手持ちの電話機につなげて使用します。	円 180	円 480	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で次に該当する方 ①ひとり暮らしの方 ②身体障害者 寝たきりの配偶者、又は未成年者とのみ生計を共にする方 ・身体障害者 手帳の交付を受けている方
オプション	ワイヤレス リモート スイッチ5	200	400	
	リモート スイッチ	50	100	
シルバーホン (ふれあいSII)	上肢の不自由な方が電話を使用する際の各種操作を容易にした電話器です。	550	1,100	
オプション	制御 スイッチS2	100	250	
	呼気 スイッチS2	200	400	
シルバーホン (ひびきSIII)	電話の声を聞きとりにくい方のために頭部の骨を震動させて聞く骨伝導方式の電話器です。	680	—	
シルバーホン (めいりょう)	耳の不自由な方のため相手の声を18倍程度まで大きくすることができる電話器です。	100	170	
シルバール	普通のベルでは聞きとりにくいですが低い音なら聞こえるという方に便利なベルです	100		

*表中の料金に消費税は含まれていません。

【相談の窓口】◆ NTTの営業所 (☎0120-019-000)